

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

緊急事態措置に伴う府民の皆さまへのお願い

(令和2年4月7日～5月6日)

これ以上の感染拡大を防ぐため、外出しないでください



(生活必需品の買い出し、医療機関への通院、散歩・ジョギングなどは制限しません)

緊急事態が宣言されていますが、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)にはなりません。

落ち着いた対応をお願いします

- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動は控えてください
- ・ 食料・医薬品や日用品について、過度の買いためや買い急ぎは控えてください

テレワークの活用など、可能な限り在宅で勤務してください

- ・ 在宅勤務が可能な方は、できるだけ保育所や介護施設等の利用を控えてください
- ・ 職場に出勤する場合、時差通勤・自転車通勤等にご協力をお願いします

特に、「夜間の繁華街への外出の自粛」をお願いします

- ・ 「3つの密」の条件が同時に重なる場を避けていただくため、強く要請します



問い合わせ先：大阪府緊急事態措置コールセンター

06-4397-3299 (平日9時～18時)

※4月11日(土)、12日(日)は開設します

大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/>